

○ 中小酪農経営生産基盤維持・強化対策事業実施要領（平成31年4月26日付け中酪（業務）発第76号）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業実施要領</u></p> <p style="text-align: center;">平成31年4月24日付け31農畜機第601号承認 平成31年4月26日付け中酪（業務）発第76号</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>一部改正 令和5年4月11日付け5 農畜機第211号承認</u> <u>一部改正 令和5年4月12日付け中酪（総務）発第32号</u></p> <p>我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少等するなど、生産基盤の弱体化が進行しており、生産コストの増加や国内消費の減退による先行き不安等から、経営収支の悪化や生産意欲の低下が懸念されている。このような中で、酪農家の生産意欲を喚起し、経営の多角化・高度化を実現するためには、生産者団体や生産者集団等が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援する必要がある。</p> <p>このため、一般社団法人中央酪農会議（以下「中央酪農会議」という。）は、生産者集団等が行う<u>酪農生産基盤の維持及び飼養管理の改善</u>を図るための取組に対し、酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成28年3月31日付け27農畜機第5575号。以下「要綱」という。）に基づき、補助することとし、地域の実情に応じて生産者集団等が行う後継牛を確保するための取組、つなぎ牛舎の改良のための取組、育成牛の事故率を低減するための取組、乳用牛の供用期間の延長を支援するための取組、猛暑等にも対応可能な繁殖・飼養・衛生管理技術の向上等のための取組、<u>乳用牛への和牛受精卵移植の取組、自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業実施要領</u></p> <p style="text-align: center;">平成31年4月24日付け31農畜機第601号承認 平成31年4月26日付け中酪（業務）発第76号</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少等するなど、生産基盤の弱体化が進行しており、生産コストの増加や国内消費の減退による先行き不安等から、経営収支の悪化や生産意欲の低下が懸念されている。このような中で、酪農家の生産意欲を喚起し、<u>飼養頭数や生乳生産の減少を食い止める</u>とともに、経営の多角化・高度化を実現するためには、生産者集団等が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援する必要がある。</p> <p>このため、一般社団法人中央酪農会議（以下「中央酪農会議」という。）は、生産者集団等が行う<u>酪農生産基盤の強化</u>を図るための取組に対し、酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成28年3月31日付け27農畜機第5575号。以下「要綱」という。）に基づき、補助することとし、地域の実情に応じて生産者集団等が行う後継牛を確保するための取組、<u>牛舎の空きスペースの活用のための取組、つなぎ牛舎の改良のための取組、育成牛の事故率を低減するための取組、乳用牛の供用期間の延長を支援するための取組、地域の担い手となる後継者等の確保のための取組、地域内での乳用牛の円滑な継承のための取組、地域内での乳用育成牛の流通を</u></p>

改正後	現 行
<p>入のための取組等に対して支援することにより、もって酪農生産基盤の維持及び飼養管理の改善に資するものとする。</p>	<p>促進するための取組、猛暑等にも対応可能な繁殖・飼養・衛生管理技術の向上等のための取組、都府県中小自家育成酪農経営体の生産基盤強化のための取組、自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入のための取組等に対して支援することにより、もって酪農生産基盤の維持及び強化に資するものとする。</p>
<p>〔以下、略〕</p>	<p>〔以下、略〕</p>
<p>第1 事業の内容</p> <p>中央酪農会議は、<u>第2の1</u>の(1)に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合(以下「生産者集団等」という。)が、後継牛の確保及び乳用牛の産次の延長等を図るために1、2、3及び4の取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。</p> <p>1 後継牛確保のための環境整備</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>〔削る。〕</p> <p>〔(2)～(5) 略〕</p> <p>〔削る。〕</p>	<p>第1 事業の内容</p> <p>中央酪農会議は、<u>第2の3</u>の(1)に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人もしくは一般財団法人又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合(以下「生産者集団等」という。)が、<u>乳用牛確保計画に基づいて、後継牛の確保及び乳用牛の産次の延長を</u>図るために1、2、3及び4の取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。</p> <p>1 後継牛確保のための環境整備</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 牛舎の空きスペースの活用</p> <p><u>増頭に必要な牛舎の空きスペースにおける簡易な整備等に係る資材を共同購入し、又はリース会社から借受け、酪農経営体等に対する支給又は貸付け</u></p> <p>〔(3)～(6) 略〕</p> <p>(7) 後継者の経営基盤の強化</p> <p><u>ア・イ</u> 〔略〕</p>

改正後	現 行
<p><u>〔削る。〕</u></p> <p><u>〔削る。〕</u></p> <p>2 〔略〕</p> <p><u>3 乳用牛への和牛受精卵移植</u> 酪農家の収益向上に資する和子牛生産への支援のため、乳用牛への和牛受精卵移植</p> <p><u>〔削る。〕</u></p> <p>4 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入支援 令和4年度から令和5年度までに暑熱等により、飼料作物が生育不良等の被害を受けた場合において、国産の粗飼料や輸入乾牧草等を共同購入し、被害により自給飼料が不足する酪農経営体等に対し供給する取組</p> <p>第2 事業の実施 <u>〔削る。〕</u></p>	<p><u>(8) 乳用牛の円滑な継承の推進等</u> ア・イ 〔略〕</p> <p><u>(9) 都府県中小自家育成酪農経営体の生産基盤強化</u> 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p><u>3 乳用後継牛の緊急確保の推進</u> <u>1の(9)の事業の中小自家育成酪農経営体の確認及び、奨励金の交付対象となる乳用雌牛の頭数の確認</u></p> <p>4 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入支援 令和3年度に暑熱等により、飼料作物が生育不良等の被害を受けた場合において、国産の粗飼料や輸入乾牧草等を共同購入し、被害により自給飼料が不足する酪農経営体等に対し供給する取組</p> <p>第2 事業の実施 <u>1 乳用牛確保計画の策定</u> 〔略〕</p>

改正後	現 行
<p><u>〔削る。〕</u></p> <p>1 事業の要件</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 後継牛確保対策の推進</p> <p>ア 第1の1の(1)の事業の実施に当たって、生産者集団等は、<u>後継牛を確保するための計画を作成し、改築を行う牛舎、共同購入するカーフハッチ、子牛の事故防止のための機器及び整備する簡易牛舎等並びに哺乳ロボットについて、計画上の位置付けを明確にするものとする。</u></p> <p>イ 〔略〕</p> <p>(3) 供用期間の延長支援</p> <p>ア 第1の1の(5)のアの事業において、対象となる分娩準備牛は、月齢が48か月齢超から84か月齢までのものとする。</p> <p>イ 第1の1の(5)のイの事業において、対象となるワクチンの接種回数は1頭当たり1回を上限とする。</p> <p>なお、対象となるワクチンの種類は、乳房炎の予防に資するものとし、国及び機構の他の事業において補助金等の交付を受けている場合は対象外とする。</p> <p><u>〔削る。〕</u></p> <p><u>〔削る。〕</u></p> <p><u>〔削る。〕</u></p>	<p>2 <u>酪農後継者営農計画等の整備</u></p> <p><u>(1)・(2) 〔略〕</u></p> <p>3 事業の要件</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 後継牛確保対策の推進</p> <p>ア 第1の1の(1)の事業の実施に当たって、生産者集団等は、<u>1に規定する後継牛を確保するための計画を作成し、改築を行う牛舎、共同購入するカーフハッチ、子牛の事故防止のための機器及び整備する簡易牛舎等並びに哺乳ロボットについて、計画上の位置付けを明確にするものとする。</u></p> <p>イ 〔略〕</p> <p>(3) 供用期間の延長支援</p> <p>ア 第1の1の(6)のアの事業において、対象となる分娩準備牛は、月齢が48か月齢超から84か月齢までのものとする。</p> <p>イ 第1の1の(6)のイの事業において、対象となるワクチンの接種回数は1頭当たり1回を上限とする。</p> <p>なお、対象となるワクチンの種類は、乳房炎の予防に資するものとし、国及び機構の他の事業において補助金等の交付を受けている場合は対象外とする。</p> <p><u>(4) 後継者の経営基盤の強化</u></p> <p><u>ア～ウ 〔略〕</u></p> <p><u>(5) 乳用牛の円滑な継承の推進等</u></p> <p><u>ア・イ 〔略〕</u></p> <p><u>(6) 都府県中小自家育成酪農経営体の生産基盤強化</u></p>

改正後	現 行
<p>(4) <u>乳用育成牛の事故率の低減</u> 〔略〕</p> <p>(5) <u>乳用牛への和牛受精卵移植</u> 第1の3の対象となるのは、次の要件をすべて満たすこととする。</p> <p>ア <u>和牛受精卵を移植する乳用牛</u> 事業開始時点において、構成員が飼養する乳用牛全体の6分の1以下の頭数であること。</p> <p>イ <u>和牛受精卵の移植回数</u> 和牛受精卵の移植回数は、1頭当たり1回までを補助対象とする。</p> <p>ウ <u>対象となる和牛受精卵</u> 黒毛和種、褐毛和種、日本短角種及び無角和種の受精卵とする。</p> <p>エ <u>補助対象経費</u> 補助対象経費については、和子牛生産のための和牛受精卵の購入費とする。</p> <p>(6) <u>自給作物の不作に対する代替飼料の共同購入</u> ア 第1の4の事業において対象となる生産者集団等は、次の要件をすべて満たすこととする。 (ア) 〔略〕 (イ) 共同購入に参加する酪農経営体等が令和4年度又は令和5年度に収穫した飼料作物（牧草又は青刈りとうもろこし）の</p>	<p>ア～エ 〔略〕</p> <p>(7) <u>乳用育成牛の事故率の低減</u> 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(8) <u>自給作物の不作に対する代替飼料の共同購入</u> ア 第1の4の事業において対象となる生産者集団等は、次の要件をすべて満たすこととする。 (ア) 〔略〕 (イ) 共同購入に参加する酪農経営体等が令和3年度に収穫した飼料作物（牧草又は青刈りとうもろこし）の1年間の収穫数</p>

改正後	現 行
<p>1年間の収穫数量の合計が平年と比較して20%以上減収していること。ただし、牧草と青刈りとうもろこしはそれぞれの減収割合を評価する。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 補助対象となる共同購入の期間は、<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</u>とする。</p> <p>エ 補助対象数量は、以下により算出する。</p> <p>A [略]</p> <p>B [略]</p> <p>※ 生産不足自給飼料の数量 (kg) = 自給飼料の平年の収穫数量 (kg) - 自給飼料の<u>令和4年度又は令和5年度</u>の収穫数量 (kg)</p> <p>オ [略]</p> <p><u>2</u> 取得物件の管理等</p> <p>生産者集団等は、第1の1の(1)から<u>(4)</u>の事業により共同購入、整備又はリース会社から借受けた資材等(以下「取得物件」という。)の管理等は次のとおり行うものとする。</p> <p>(1) 完了検査の実施</p> <p>生産者集団等は、実施年度中に取得物件の設置に係る完了検査を行うものとする。</p> <p>(2) 会計処理</p> <p>[略]</p>	<p>量の合計が平年と比較して20%以上減収していること。ただし、牧草と青刈りとうもろこしはそれぞれの減収割合を評価する。</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 補助対象となる共同購入の期間は、<u>令和3年8月1日から令和5年3月31日まで</u>とする。</p> <p>エ 補助対象数量は、以下により算出する。</p> <p>A [略]</p> <p>B [略]</p> <p>※ 生産不足自給飼料の数量 (kg) = 自給飼料の平年の収穫数量 (kg) - 自給飼料の<u>令和3年</u>の収穫数量 (kg)</p> <p>オ [略]</p> <p><u>4</u> 取得物件及び初妊牛の管理等</p> <p>生産者集団等は、第1の1の(1)から<u>(5)まで及び(7)のイ</u>の事業により共同購入、整備又はリース会社から借受けた資材等(以下「取得物件」という。)並びに第1の1の(7)の<u>ア</u>の事業により購入した初妊牛(以下「初妊牛」という。)の管理等は次のとおり行うものとする。</p> <p>(1) 完了検査の実施</p> <p>生産者集団等は、実施年度中に取得物件の設置及び初妊牛の<u>導入</u>に係る完了検査を行うものとする。</p> <p>(2) 会計処理</p> <p>[略]</p>

改正後	現 行
<p>(3) 管理利用規程等の整備 生産者集団等は、取得物件の管理に当たっては、管理利用規程並びに別紙様式第1号の中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業物品管理台帳を整備するものとする。</p> <p>(4) 貸付契約の締結 生産者集団等は、取得物件を構成員（生産者集団等に属する酪農経営体等をいう。以下同じ。）が管理利用する場合にあつては、<u>貸付けを行うものとし、構成員との間で貸付契約を締結するものとする。ただし、取得物件が50万円未満のものである場合は、この限りではない。</u></p> <p>(5) リース契約の締結 〔略〕</p> <p><u>3</u> リース物件の補助</p> <p>(1) 中央酪農会議は、生産者集団等が<u>2</u>の(5)の規定によりリース会社から物件を借受ける場合、リース物件の本体価格（工事費等の施工経費、消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から譲渡額を差し引いた額（以下「基本貸付料」という。）の2分の1以内について、生産者集団等に対して補助するものとする。ただし、国及び機構の他の事業において補助金等の交付を受けているものは対象外とする。</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p><u>〔削る。〕</u></p>	<p>(3) 管理利用規程等の整備 生産者集団等は、取得物件及び初妊牛の管理に当たっては、管理利用規程並びに別紙様式第3号の中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業物品等管理台帳を整備するものとする。</p> <p>(4) 貸付契約の締結 生産者集団等は、取得物件を構成員（生産者集団等に属する酪農経営体等をいう。以下同じ。）が管理利用する場合であつて、<u>貸付けを行う場合及び初妊牛を構成員に貸付ける場合は、構成員との間で貸付契約を締結するものとする。</u></p> <p>(5) リース契約の締結 〔略〕</p> <p><u>5</u> リース物件の補助</p> <p>(1) 中央酪農会議は、生産者集団等が<u>4</u>の(5)の規定によりリース会社から物件を借受ける場合、リース物件の本体価格（工事費等の施工経費、消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から譲渡額を差し引いた額（以下「基本貸付料」という。）の2分の1以内について、生産者集団等に対して補助するものとする。ただし、国及び機構の他の事業において補助金等の交付を受けているものは対象外とする。</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p><u>6</u> <u>補助金の返還</u> 〔略〕</p> <p><u>(1)～(3)</u> 〔略〕</p>

改正後	現 行
<p><u>4</u> 後援名義 [略]</p> <p><u>5</u> 事業の実施期間 この事業の実施期間は、令和<u>5</u>年度とする。</p> <p>第3 事業の推進指導</p> <p>1 [略]</p> <p>2 生産者集団等は、<u>「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」</u>（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、原則として、事業を実施する年度中に1回以上、その構成員に<u>チェックシート</u>の作成を指導すること等により、<u>持続的な畜産物生産に向けた取組</u>が行われるよう努めるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p><u>4 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、この事業に参加しようとする構成員が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。</u></p> <p><u>(1) 令和5年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2の（1）に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この項において「契約」という。）の締結をしている者であること。</u></p>	<p><u>7</u> 後援名義 [略]</p> <p><u>8</u> 事業の実施期間 この事業の実施期間は、令和<u>4</u>年度とする。</p> <p>第3 事業の推進指導</p> <p>1 [略]</p> <p>2 生産者集団等は、<u>「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」</u>（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、原則として、事業を実施する年度中に1回以上、その構成員に<u>点検シート</u>の作成を指導すること等により、<u>環境と調和のとれた農業生産活動</u>が行われるよう努めるものとする。<u>ただし、構成員がGAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p>



改正後	現 行
<p><u>(2) 令和4年度及び令和5年度のいずれも契約を締結していない者であること。</u></p> <p><u>(3) 令和4年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和5年度に契約を締結していない者であること。</u></p> <p>第4 中央酪農会議の補助 〔略〕</p> <p>第5 補助金交付の手続等</p> <p>1 補助金の交付申請 生産者集団等は、補助金の交付を受けようとする場合は、会長が別に定める期日までに、別紙様式第2号の<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業補助金交付申請書</u>（以下「補助金交付申請書」という。）を会長に提出するものとする。</p> <p>2 事業の変更承認申請 生産者集団等は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第3号の<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業補助金交付変更承認申請書</u>を会長に提出し、その承認を受けるものとする。 (1)～(3) 〔略〕</p> <p>3 補助金の概算払 (1) 〔略〕</p>	<p>第4 中央酪農会議の補助 〔略〕</p> <p>第5 補助金交付の手続等</p> <p>1 補助金の交付申請 生産者集団等は、補助金の交付を受けようとする場合は、<u>乳用牛確保計画と合わせて、会長が別に定める期日までに、別紙様式第4号の中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業補助金交付申請書</u>（以下「補助金交付申請書」という。）を会長に提出するものとする。</p> <p>2 事業の変更承認申請 生産者集団等は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第5号の<u>中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業補助金交付変更承認申請書</u>を会長に提出し、その承認を受けるものとする。 (1)～(3) 〔略〕</p> <p>3 補助金の概算払 (1) 〔略〕</p>

改正後	現 行
<p>(2) 生産者集団等は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、<u>別紙様式第4号の中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。</u></p> <p>4 事業の実績報告 生産者集団等は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに別紙様式第5号の<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業実績報告書</u>（以下「実績報告書」という。）を会長に提出するものとする。</p> <p>第6 運営状況等の報告 <u>〔削る。〕</u></p> <p><u>〔削る。〕</u></p>	<p>(2) 生産者集団等は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、<u>別紙様式第6号の中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。</u></p> <p>4 事業の実績報告 生産者集団等は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに別紙様式第7号の<u>中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業実績報告書</u>（以下「実績報告書」という。）を会長に提出するものとする。</p> <p>第6 運営状況等の報告</p> <p>1 <u>生産者集団等は、第1の1の(7)の事業の対象となる酪農経営等の後継者について、別紙様式第8-1号の中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業運営状況報告書を事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間、会長に提出するものとする。</u></p> <p>2 <u>構成員は、次のア及びイに定める報告書（以下「管理等報告書」という。）を作成し、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間（借受初妊牛にあっては4年間とし、自家育成増頭計画については3年間）、生産者集団等に提出するものとする。</u></p> <p><u>ア 生産者集団等から借り受けた物件（リース物件を含む。）のうち、50万円以上のもの（以下「取得財産」という。）及び第1の1の(7)のアの事業により借り受けた初妊牛（以下「借受初妊牛」という。）並びに第1の1の(1)のア又は(7)のイの事業により増改築を行った牛舎（以下「増改築牛舎」という。）に係る管理報告書</u></p>

改正後	現 行
<p data-bbox="224 371 1104 679">生産者集団等は、<u>構成員に貸し付けた物件（リース物件を含む。）のうち50万円以上のもの（以下「取得財産」という。）及び第2の1の（1）の事業により増改築を行った牛舎（以下「増改築牛舎」という。）の管理状況を取りまとめの上、自らが管理利用する取得財産及び増改築牛舎と併せて、別紙様式第6号の中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業運営状況報告書を作成し、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間、会長に提出するものとする。</u></p> <p data-bbox="163 735 607 767">第7 取得財産の貸付けの取扱い</p> <p data-bbox="197 783 383 815">1～4 [略]</p> <p data-bbox="208 831 327 863"><u>[削る。]</u></p> <p data-bbox="163 1193 667 1225">第8 消費税及び地方消費税の取扱い</p> <p data-bbox="197 1241 383 1273">1・2 [略]</p> <p data-bbox="197 1289 1104 1358">3 生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告に</p>	<p data-bbox="1193 282 1989 314"><u>イ 自家育成増頭計画に対する生乳生産量に係る状況報告書</u></p> <p data-bbox="1167 371 2074 632">3 生産者集団等は、<u>2の管理等報告書を取りまとめの上、自らが管理利用する取得財産及び増改築牛舎と合わせて、別紙様式第8－2号および別紙様式第8－3号の中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業運営状況報告書を作成し、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間（借受初妊牛にあつては4年間とし、自家育成増頭計画については3年間）、会長に提出するものとする。</u></p> <p data-bbox="1135 735 1579 767">第7 取得財産の貸付けの取扱い</p> <p data-bbox="1169 783 1355 815">1～4 [略]</p> <p data-bbox="1167 831 2074 1134">5 <u>生産者集団等は、処分制限期間において、貸付けた初妊牛を構成員が飼養できなくなった場合は、生産者集団等を通じて速やかに理事長に報告するものとする。この場合は「畜産業振興事業の実施について」の14の（4）に基づき当該初妊牛に係る補助金相当額を機構に返還するものとする。ただし、災害、盗難、疾病等生産者集団等の責に帰さない事由であつて、公的機関、獣医師等の証明がある場合は、この限りではない。</u></p> <p data-bbox="1135 1193 1639 1225">第8 消費税及び地方消費税の取扱い</p> <p data-bbox="1169 1241 1355 1273">1・2 [略]</p> <p data-bbox="1167 1289 2074 1358">3 生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告に</p>

改正後	現 行
<p>より当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、<u>別紙様式第7号の中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業</u>に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を中央酪農会議に返還しなければならない。</p> <p>また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により会長に報告しなければならない。</p> <p>第9 帳簿等の整備保管等</p> <p>1 帳簿の整備保管 [略]</p> <p><u>2 電磁的記録による整備保管</u> 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、<u>電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。</u></p> <p><u>3 事業実施状況の徴取等</u> [略]</p>	<p>より当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、<u>別紙様式第9号の中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業</u>に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を中央酪農会議に返還しなければならない。</p> <p>また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により会長に報告しなければならない。</p> <p>第9 帳簿等の整備保管等</p> <p>1 帳簿の整備保管 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>2 事業実施状況の徴取等</u> [略]</p>

改正後	現 行
<p data-bbox="163 282 376 360">第10 その他 [略]</p> <p data-bbox="163 419 913 451">附 則（令和5年4月12日付け中酪（総務）発第32号）</p> <ol data-bbox="203 464 1106 635" style="list-style-type: none"><li data-bbox="203 464 1106 544">1 この要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</li><li data-bbox="203 555 1106 635">2 令和4年度までに終了した事業については、この要領による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。</li></ol>	<p data-bbox="1131 282 1321 360">第10 その他 [略]</p>

改正後			現 行		
別表			別表		
事業の種類	補助対象経費	補助率又は額	事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 後継牛確保のための環境整備	(1) 後継牛確保対策の推進 ア・イ [略] [削る。]	[略] [削る。]	1 後継牛確保のための環境整備	(1) 後継牛確保対策の推進 ア・イ [略]	[略]
	(2) ~ (5) [略] [削る。]	[略] [削る。]		(2) 牛舎の空きスペースの活用 増頭に必要な牛舎の空きスペースにおける簡易な整備等に係る資材の共同購入	<u>1/2以内(リース会社から借り受ける場合は基本貸付料の1/2以内)</u>
	[削る。]	[削る。]		(3) ~ (6) [略]	
	[削る。]	[削る。]		(7) 後継者の経営基盤の強化 ア・イ [略]	[略]
2 乳用育成牛の事故率の低減	[略]	[略]	2 乳用育成牛の事故率の低減	(8) 乳用牛の円滑な継承の推進等 ア・イ [略]	[略]
				(9) 都府県中小自家育成酪農経営体の生産基盤強化 [略]	[略]

改正後			現 行		
<u>3 乳用牛への和牛受精卵移植</u> [削る。]	<u>和子牛生産のための和牛受精卵の購入要する経費</u> [削る。]	<u>定額（ただし、1頭当たり30千円以内）</u> [削る。]	<u>[新設]</u>  <u>3 乳用後継牛の緊急確保の推進</u>	<u>[新設]</u>  [略]	<u>[新設]</u>  [略]
4 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入	[略]	[略]	4 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入	[略]	[略]
[削る。]			別紙様式第1号 [略]		
[削る。]			別紙様式第2-1号 [略]		
[削る。]			別紙様式第2-2号 [略]		

改正後	現 行
<p>別紙様式第1号 令和 年度<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業</u>物品管理台帳 [略]</p> <p>(注1) 上記の記載内容を満たしていれば、生産者集団等が定める様式に<u>替える</u>ことができるものとする。</p> <p>(注2) [略]</p>	<p>別紙様式第3号 令和 年度<u>中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業</u>物品管理台帳 [略]</p> <p>(注1) 上記の記載内容を満たしていれば、生産者集団等が定める様式に代えることができるものとする。<u>初妊牛については、初妊牛飼養管理台帳を提出すること。</u></p> <p>(注2) [略]</p>
<p>別紙様式第2号 令和 年度<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業</u>補助金交付申請書 [略]</p> <p>令和 年度において<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業</u>を下記のとおり実施したいので、<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業実施要領第5の1の規定に基づき</u>、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。 記</p> <p>1 事業の目的 [略] 2 事業の内容 <u>別紙様式第2号</u>の別紙のとおり</p>	<p>別紙様式第4号 令和 年度<u>中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業</u>補助金交付申請書 [略]</p> <p>令和 年度において<u>中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業</u>を下記のとおり実施したいので、<u>中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業実施要領第5の1の規定に基づき</u>、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。 記</p> <p>1 事業の目的 [略] 2 事業の内容 <u>別紙様式第4号</u>の別紙のとおり</p>



改正後					現 行				
3 事業に要する経費及び負担区分 (単位：円)					3 事業に要する経費及び負担区分 (単位：円)				
区 分	事業費 ①= ②+③	負担区分		備考	区 分	事業費 ①= ②+③	負担区分		備考
		補助金 ②	その他 ③				補助金 ②	その他 ③	
1 後継牛確保のための環境整備 (1) 後継牛確保対策の推進 [削る。] (2) ~ (5) [略] [削る。] [削る。] [削る。]					1 後継牛確保のための環境整備 (1) 後継牛確保対策の推進 (2) 牛舎の空きスペースの活用 (3) ~ (6) [略] (7) 後継者の経営基盤の強化 ア・イ [略] (8) 乳用牛の円滑な継承の推進等 ア・イ [略] (9) 都府県中小自家育成酪農経営体 の生産基盤強化				
2 乳用育成牛の事故率の低減 [略]					2 乳用育成牛の事故率の低減 [略] [新設]				
3 乳用牛への和牛受精卵移植 [削る。]					3 乳用後継牛の緊急確保の推進				
4 [略]					4 [略]				
計					計				

改正後	現 行
<p>4 事業実施期間 (1)・(2) [略]</p> <p>5 添付書類 (1)・(2) [略]</p> <p><u>(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。</u></p>	<p>4 事業実施期間 (1)・(2) [略]</p> <p>5 添付書類 (1)・(2) [略]</p> <p>[新設]</p>
<p><u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業実施計画</u></p> <p><u>別紙様式第2号の別紙1</u></p> <p>後継牛確保対策の推進</p> <p>1～7 [略]</p>	<p><u>中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業実施計画</u></p> <p><u>別紙様式第4号の別紙1</u></p> <p>後継牛確保対策の推進</p> <p>1～7 [略]</p>
<p><u>[削る。]</u></p>	<p><u>別紙様式第4号の別紙2</u></p> <p>牛舎の空きスペースの活用</p> <p>[略]</p>
<p><u>別紙様式第2号の別紙2～別紙5</u></p> <p>[略]</p>	<p><u>別紙様式第4号の別紙3～別紙6</u></p> <p>[略]</p>
<p><u>[削る。]</u></p>	<p><u>別紙様式第4号の別紙7～別紙様式第9号</u></p> <p>[略]</p>

改正後				現 行																											
<u>別紙様式第2号の別紙6</u> 乳用育成牛の事故率の低減 [略]				<u>別紙様式第4号の別紙10</u> 乳用育成牛の事故率の低減 [略]																											
<u>[削る。]</u>				<u>別紙様式第4号の別紙11</u> <u>乳用後継牛の緊急確保の推進</u> [略]																											
<u>別紙様式第2号の別紙7</u> 乳用牛への和牛受精卵移植				[新設]																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">生産者集 団等名</th> <th rowspan="2">事業費 (円)</th> <th colspan="2">負担区分</th> <th colspan="2">受精卵移植内容</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>補助金 (円)</th> <th>その他 (円)</th> <th>飼養 頭数 (頭)</th> <th>移植受 精卵数 (個)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							生産者集 団等名	事業費 (円)	負担区分		受精卵移植内容		備考	補助金 (円)	その他 (円)	飼養 頭数 (頭)	移植受 精卵数 (個)								合計						
生産者集 団等名	事業費 (円)	負担区分		受精卵移植内容		備考																									
		補助金 (円)	その他 (円)	飼養 頭数 (頭)	移植受 精卵数 (個)																										
合計																															
(注) 飼養頭数には、乳用牛への受精卵移植を行った構成員の事業開始時の飼養頭数の合計を記載すること。																															

改正後

現 行

別紙様式第2号の別紙8

別紙様式第4号の別紙12

自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入

自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入

参加 農 業 者 名	補 助 対 象 数 量	被害作物名	平 年				令 和 年				生産不足 数量 (kg) ⑩ = ⑨ - ⑦ × 100	減収割合 (%) ⑪ = ⑩ / ⑧ × 100	生産不足 TDN含有 量(kg) ⑫ = ⑩ - ⑩ × ⑫	代替飼料			補助金 (円)	
			被害面積 (ha) ①	単収 (kg/ha) ②	収穫量 (kg) ③ = ① × ②	TDN 含有量 (kg) ④ = ③ × ④ / 100	単収 (kg/ha) ⑤	収穫量 (kg) ⑥ = ① × ⑤	TDN 含有量 (kg) ⑦ = ⑥ × ⑦ / 100	生産不足 数量 (kg) ⑧ = ③ - ⑥ × ⑧				代替飼料 のTDN含 有量(kg) ⑨ = ⑩ × ⑨ / 100	購入数量 (kg) ⑬	TDN (原物) ⑭		代替飼料 のTDN含 有量(kg) ⑮ = ⑬ × ⑮ / 100
		小計																
		小計																
		小計																
合計		青刈りトウモロコシ																

参加 農 業 者 名	補 助 対 象 数 量	被害作物名	平 年				令 和 年				生産不足 数量 (kg) ⑩ = ⑨ - ⑦ × 100	減収割合 (%) ⑪ = ⑩ / ⑧ × 100	生産不足 TDN含有 量(kg) ⑫ = ⑩ - ⑩ × ⑫	代替飼料			補助金 (円)	
			被害面積 (ha) ①	単収 (kg/ha) ②	収穫量 (kg) ③ = ① × ②	TDN 含有量 (kg) ④ = ③ × ④ / 100	単収 (kg/ha) ⑤	収穫量 (kg) ⑥ = ① × ⑤	TDN 含有量 (kg) ⑦ = ⑥ × ⑦ / 100	生産不足 数量 (kg) ⑧ = ③ - ⑥ × ⑧				代替飼料 のTDN含 有量(kg) ⑨ = ⑩ × ⑨ / 100	購入数量 (kg) ⑬	TDN (原物) ⑭		代替飼料 のTDN含 有量(kg) ⑮ = ⑬ × ⑮ / 100
		小計																
		小計																
		小計																
合計		青刈りトウモロコシ																

(注1) [略]

(注2) 都道府県による被害状況の確認として、別添「飼料作物被害状況確認書(令和\_\_年産)」を添付すること。

(注1) [略]

(注2) 都道府県による被害状況の確認として、別添「飼料作物被害状況確認書(令和3年産)」を添付すること。

別添

飼料作物被害状況確認書(令和\_\_年産)

[略]

中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業のうち自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入支援において、下記の生産者集団等から提出された被害後の収穫量については妥当であることを確認しました。

記

事業を実施する生産者集団等

- 
- 

別添

飼料作物被害状況確認書(令和3年産)

[略]

中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業のうち自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入支援において、下記の生産者集団等から提出された被害後の収穫量については妥当であることを確認しました。

記

事業を実施する生産者集団等

- 
-

改正後	現 行
<p>別紙様式第3号</p> <p>令和 年度<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業補助金交付変更承認申請書</u></p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業の実施について、下記のとおり変更したいので、中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業実施要領第5の2の規定に基づき申請します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 変更の理由及び内容</p> <p>2 <u>別紙様式第2号</u>に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。</p>	<p>別紙様式第5号</p> <p>令和 年度<u>中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業補助金交付変更承認申請書</u></p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった<u>中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業の実施について、下記のとおり変更したいので、中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業実施要領第5の2の規定に基づき申請します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 変更の理由及び内容</p> <p>2 <u>別紙様式第4号</u>に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。</p>
<p>別紙様式第4号</p> <p>令和 年度<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業補助金概算払請求書</u></p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった<u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業実施要領第5の3の(2)の規定に基づき申請します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 [略]</p>	<p>別紙様式第6号</p> <p>令和 年度<u>中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業補助金概算払請求書</u></p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった<u>中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業実施要領第5の3の(2)の規定に基づき申請します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 [略]</p>

改正後					現 行				
別紙様式第5号					別紙様式第7号				
令和 年度 <u>中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業実績報告書</u>					令和 年度 <u>中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業実績報告書</u>				
[略]					[略]				
令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった <u>中小酪農等経営等生産基盤・飼養管理改善対策事業</u> について、下記のとおり実施したので、 <u>中小酪農等経営等生産基盤・飼養管理改善対策事業実施要領第5の4の規定に基づき関係書類を添えてその実績を報告します。</u>					令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった <u>中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業</u> について、下記のとおり実施したので、 <u>中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業実施要領第5の4の規定に基づき関係書類を添えてその実績を報告します。</u>				
なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。					なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。				
記					記				
1 事業の目的					1 事業の目的				
2 事業の内容					2 事業の内容				
別紙様式第5号の別紙のとおり					別紙様式第7号の別紙のとおり				
3 事業に要した経費及び負担区分 (単位：円)					3 事業に要した経費及び負担区分 (単位：円)				
区 分	事業費 ①= ②+③	負担区分		備考	区 分	事業費 ①=②+ ③	負担区分		備考
		補助金 ②	その他 ③				補助金 ②	その他 ③	
1 後継牛確保のための環境整備 (1) 後継牛確保対策の推進 [削る。] (2) ~ (5) [略] [削る。]					1 後継牛確保のための環境整備 (1) 後継牛確保対策の推進 (2) 牛舎の空きスペースの活用 (3) ~ (6) [略] (7) 後継者の経営基盤の強化				

改正後					現 行				
[削る。]					ア・イ [略] (8) 乳用牛の円滑な継承の推進等				
[削る。]					ア・イ [略] (9) 都府県中小自家育成酪農経営体の生産基盤強化				
2 乳用育成牛の事故率の低減					2 乳用育成牛の事故率の低減				
3 乳用牛への和牛受精卵移植					[新設]				
[削る。]					3 乳用後継牛の緊急確保の推進				
4 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入					4 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入				
4～6 [略]					4～6 [略]				
[削る。]					別紙様式第7号の別紙8 (1)・(2) [略]				
別紙様式第5号の別紙1 [削る。]	後継牛確保対策の推進				別紙様式第7号の別紙1	後継牛確保対策の推進			
別紙様式第5号の別紙2	つなぎ牛舎の改良				別紙様式第7号の別紙2	牛舎の空きスペースの活用			
別紙様式第5号の別紙3	飼養環境の改善				別紙様式第7号の別紙3	つなぎ牛舎の改良			
別紙様式第5号の別紙4	暑熱対策の推進				別紙様式第7号の別紙4	飼養環境の改善			
別紙様式第5号の別紙5	供用期間の延長支援				別紙様式第7号の別紙5	暑熱対策の推進			
[削る。]					別紙様式第7号の別紙6	供用期間の延長支援			
[削る。]					別紙様式第7号の別紙7	後継者の経営基盤の強化			
					別紙様式第7号の別紙9	都府県中小自家育成酪農経営体の生産基盤			

改正後	現 行
<p>別紙様式第5号の別紙6 乳用育成牛の事故率の低減 〔削る。〕</p> <p>別紙様式第5号の別紙7 乳用牛への和牛受精卵移植</p> <p>別紙様式第5号の別紙8 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入</p> <p>(注1) <u>別紙様式第5号の別紙1から別紙7</u>については、それぞれ別紙様式第2号の別紙1から別紙7に準じて作成すること。</p> <p>なお、<u>別紙様式第5号の別紙1</u>には、施工前・後の写真を、別紙様式第5号の別紙1（改築及び簡易牛舎等の整備を除く。）別紙2、別紙3及び別紙4には、利用経営体氏名、実施時期、取組内容、項目、員数、単価、事業費（金額）、単体・一式、支給・貸付等をまとめた別紙の取組整理表をそれぞれ添付すること。</p> <p>(注2) リース導入を行った場合は、別添のリース取組整理表及びリース契約書の写しを添付すること。</p> <p>(注3) <u>別紙様式第5号の別紙7</u>には、構成員ごとに乳用牛への和牛受精卵移植実施をまとめた別紙を添付すること。</p>	<p style="text-align: center;">強化</p> <p>別紙様式第7号の別紙10 乳用育成牛の事故率の低減</p> <p>別紙様式第7号の別紙11 乳用後継牛の緊急確保の推進 〔新設〕</p> <p>別紙様式第7号の別紙12 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入</p> <p>(注1) <u>別紙様式第7号の別紙1から別紙7及び別紙9から別紙12</u>については、それぞれ別紙様式第4号の別紙1から別紙7及び別紙9から別紙12に準じて作成すること。</p> <p>なお、<u>別紙様式第7号の別紙1及び別紙7</u>（初妊牛の導入を除く）には、施工前・後の写真を、別紙様式第7号の別紙1（改築及び簡易牛舎等の整備を除く）、別紙2、別紙3、別紙4及び別紙5には、利用経営体氏名、実施時期、取組内容、項目、員数、単価、事業費（金額）、単体・一式、支給・貸付等をまとめた別紙の取組整理表をそれぞれ添付すること。</p> <p>(注2) リース導入を行った場合は、別添のリース取組整理表及びリース契約書の写しを添付すること。</p>
<p>別紙様式第5号の別紙1、別紙2、別紙3及び別紙4の別紙</p> <p>後継牛確保対策の推進、つなぎ牛舎の改良、飼養環境の改善及び暑熱対策の推進に係る取組整理表</p>	<p>別紙様式第7号の別紙1、別紙2、別紙3、別紙4及び別紙5の別紙</p> <p>後継牛確保対策の推進、<u>牛舎の空きスペースの活用</u>、つなぎ牛舎の改良、飼養環境の改善及び暑熱対策の推進に係る取組整理表</p>



改正後					現 行						
〔略〕					〔略〕						
別添 リース取組整理表					別添 リース取組整理表						
〔略〕					〔略〕						
別紙様式5号の別紙7の別紙  乳用牛への和牛受精卵移植実施牛リスト					〔新設〕						
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 100px;">生産者集団等名</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table>					生産者集団等名						
生産者集団等名											
構成員	飼養 頭数 (頭)	取組 頭数 (頭)	事業対象 乳用雌牛 個体識別番 号	移 植 日	受精別情報		受精別代		補助金 (円)	備 考	
					受精別証 明書番号	品 種	税込 (円)	税抜 (円)			
合計 (円)			/	/	/	/				/	

改正後					現 行			
〔削る。〕					別紙様式第8-1号 令和 年度中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業運営状況報告書 〔略〕			
別紙様式第6号 令和 年度中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業運営状況報告書 〔略〕 令和 年度における中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業について、中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業実施要領第6の規定に基づき、その運営状況を下記のとおり報告します。					別紙様式第8-2号 令和 年度中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業運営状況報告書 〔略〕 令和 年度における中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業について、中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業実施要領第6の3の規定に基づき、その運営状況を下記のとおり報告します。			
記					記			
1 〔略〕					1 〔略〕			
2 運営状況					2 運営状況			
構成 員名	①取組 内容	②利用状況	③財産管理	備考	利用経 営体氏 名	①利用状況	②財産管理	備考
		〔 適正に利用している 〕 〔 その他： 〕	〔 適正に管理している 〕 〔 その他： 〕			〔 適正に利用している 〕 〔 その他： 〕	〔 適正に利用している 〕 〔 その他： 〕	

改正後					現行				
		〔適正に利用している〕	〔適正に管理している〕			〔適正に利用している〕	〔適正に利用している〕		
		〔その他：〕	〔その他：〕			〔その他：〔略〕〕	〔その他：〕		
(注1)・(注2) [略]					(注1)・(注2) [略]				
〔削る。〕					別紙様式第8-3号 令和 年度中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業運営状況報告書 〔略〕				
別紙様式第7号 令和 年度中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書 〔略〕 令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業補助金について、中小酪農等経営生産基盤・飼養管理改善対策事業実施要領第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。 (なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること。))					別紙様式第9号 令和 年度中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業に係る仕入れに係る消費等相当額報告書 〔略〕 令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業補助金について、中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業実施要領第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。 (なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税相当額 円を返還				

改正後	現 行
1～6 [略] 記	します。(返還がある場合、記載すること) 記 1～6 [略]